

取扱期間

2025年4月1日(火) ▶ 2025年6月30日(月)

青い森信用金庫 合併15周年記念定期 まごころ定期

合併15周年の感謝を込めて…

適用
金利

店頭表示金利の

1.5倍

2025年3月3日時点の店頭表示金利の場合…

預入期間	店頭表示金利			適用利率
1年	0.225%	+	0.113%※	0.338%※
2年	0.225%		0.113%※	0.338%※
3年	0.250%		0.125%	0.375%
4年	0.250%		0.125%	0.375%
5年	0.300%		0.150%	0.450%
		=		

※小数第四位以下は切り上げとします。

預入
金額

スーパー定期 10万円以上 1,000万円未満 (1円単位)
大口定期 1,000万円以上 (1円単位)

預入
期間

1年、2年、3年、4年、5年 のいずれか

対象

個人(個人事業主を含む)および法人のお客様

※金利環境等諸般の事情および募集総額に達した場合には、取扱期間中でもお取り扱いを中止することがございます。
ご質問・ご相談など、お近くの〈青い森信用金庫〉の窓口・渉外担当へお気軽にお問い合わせください。



青い森信用金庫

R2024-180

有効期限: 2025年6月30日

「青い森信用金庫合併15周年記念定期預金（愛称：まごころ定期）」

2025年4月1日現在

1．商品名（愛称）	青い森信用金庫合併15周年記念定期預金（愛称：まごころ定期）	
	〈金利上乘せスーパー定期〉	〈金利上乘せ大口定期〉
2．販売対象	個人（個人事業主含む）および法人	
3．販売期間	2025年4月1日（火）～2025年6月30日（月） 期間限定商品	
4．預入期間	1年・2年・3年・4年・5年（元金・元利金自動継続）	
5．預入（受入） (1) 預入（受入）方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上1,000万円未満 ・1円単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
6．払戻（受取）方法	満期日以後に一括して支払います。	
7．利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・期間中の預入時「スーパー定期」店頭表示金利の1.5倍の利率を適用します（小数第四位以下切り上げ）。ただし、自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期」の店頭表示金利とします。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは預金規定に定めた中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。	・期間中の預入時「大口定期」店頭表示金利の1.5倍の利率を適用します（小数第四位以下切り上げ）。ただし、自動継続後の利率は、継続日における「大口定期」の店頭表示金利とします。 ・同左 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割り計算とします。
8．税金	利息には20％（国税15％、地方税5％）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315％（国税15.315％、地方税5％）の税金がかかります。	
9．中途解約の取扱い	預金規定に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 （中途解約利率は預金規定を参照）	
10．手数料	—	
11．付加できる特約事項	・この定期預金は、自動継続定期預金で取扱います。 ・自動継続定期預金の期日処理は、元利継続扱い、元金継続扱いのいずれでも取扱います。 ・この定期預金は「総合口座」の担保定期預金に組入することはできません。（証書式のみのお取り扱いといたします。）	
12．金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
13．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0800-080-5100）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	
14．その他参考となるべき事項	・募集総額200億円、受入は新規および書替を対象とします。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）	

おかげさまで、
合併15周年！



部店名

担当者名

連絡先
